

税務署での申告相談が変わります！

令和8年2月15日以前は申告書作成会場を開設していません。

令和8年2月15日以前に令和6年分以前の申告相談を希望される方はLINE又は電話での事前予約が必要です。2月16日から申告書作成会場での申告相談を希望される方は、LINEでの事前予約又は当日配付の入場整理券となります。

(注)入場整理券の配付枚数に限りがありますので、LINEで事前予約をお願いします。

土地等の譲渡所得や贈与税の申告相談は、2月16日(月)～3月16日(月)の毎週「火・水・木」曜日です。

申告書作成会場での相談を希望の方は

スマホ及びマイナンバーカード、暗証番号(2種類)が必要です。

*暗証番号2種類とは、①利用証明用電子証明書(数字4桁)

②署名用電子証明書(英数字6～16文字)

電子証明書の有効期限が過ぎている場合、ご利用いただけませんので、お早めに更新手続をお願いします。

LINEのお友だち追加は
こちら⇒



水沢税務署 (TEL 24-5111 奥州市水沢西上野町3-5)